

福長介第2384号
令和5年8月8日

介護サービス事業所 管理者 様

さいたま市福祉局
長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

食事の提供等に係る衛生管理の徹底について

日頃より、介護保険事業の推進に御理解・御協力を賜り、お礼申し上げます。
各事業所におかれましては、入所者や利用者へ提供している食事等について、下記のとおり衛生管理の徹底をお願いします。

記

1 人員、設備、運営の基準について

基準省令において、各事業所は「利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講じなければならない」とされていますので、適切な衛生管理の徹底をお願いします。

2 食品等事業者の衛生管理に関する情報について

以下の厚生労働省のホームページを参考とさせていただきますようお願いいたします。

(1) 食品等事業者の衛生管理に関する情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/01.html

(2) 大量調理施設衛生管理マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000168026.pdf>

【担当】 福祉局長寿応援部介護保険課

電話：048-829-1265

FAX：048-829-1981

メール：kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp